

IPMに基づく

# ねずみ・害虫管理の 進め方

**建**

建築物の維持管理業務は、高い専門性と技術力が要求されることから、建築物衛生法には、一定の物的・人的要件等を満たす事業所の知事登録制度（8業種）があります。その中の一つ「ねずみ昆虫等防除業（7号登録）」の登録を受けている事業所は、全国で2,000社以上もあります。

建築物衛生法第12条の6により、昭和58年に厚生労働大臣の指定を受けた「社団法人日本ペストコントロール協会」及び「社団法人全国ビルメンテナンス協会」は、害虫防除業中央協議会という団体を作り、登録事業者の資質向上を目的として様々な事業を行っています。

## 害虫防除業中央協議会

厚生労働大臣指定団体

社団法人 日本ペストコントロール協会  
〒101-0045東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4  
電話 03-5207-6321 FAX 03-5207-6323  
<http://www.pestcontrol.or.jp>

社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
〒116-0013東京都荒川区西日暮里5-12-5  
電話 03-3805-7561 FAX 03-3805-7561  
<http://www.j-bma.or.jp>